

第6回 農業委員会総会 議事録

- 1 総会の月日 令和5年12月6日（水）午後1時30分から
- 2 総会の場所 南箕輪村役場 講堂
- 3 議 事
議案第1号 農地審議 農地法第3条関係
(所有権移転)について
- 議案第2号 農地審議 農地法第5条関係について
- 議案第3号 農地審議 農業経営基盤強化促進法
利用権設定各筆明細について
- 議案第4号 農地審議 農業経営基盤強化促進法
農地中間管理事業利用権設定
各筆明細について
- 議案第5号 農地審議 農業経営基盤強化促進法
農地保有合理化事業について
- 4 協議事項
①令和5年度の農業功績者・農業名人の推薦について
②農地利用調整会議の結果について
③農地あっせん事業について
④地域計画について
⑤その他
- 5 その他
①農政情報
②当面の日程について
③その他

7 出席農業委員（11名）

| | | | |
|------|------|------|------|
| 堀 敬一 | 倉田明彦 | 征矢昌博 | 小林美晴 |
| 唐木義秋 | 原 聰美 | 太田和也 | 唐澤忠 |
| 伊藤良夫 | 城田忠志 | 唐澤喜廣 | |

8 欠席農業委員

| | | | |
|--|--|--|--|
| | | | |
|--|--|--|--|

9 議事録署名委員

| | |
|------|------|
| 伊藤良夫 | 堀 敬一 |
|------|------|

10 出席農地利用最適化推進委員

| | | | |
|------|------|------|------|
| 酒井文代 | 菅家美果 | 酒井 明 | 唐澤英樹 |
|------|------|------|------|

11 出席事務局職員

| | | | |
|------|-------|-------|------|
| 事務局長 | 有賀正浩 | 事務局次長 | 東澤規江 |
| 事務局 | 清水栄子 | 事務局 | 鈴木達也 |
| 事務局 | 小町谷 悠 | | |

| | |
|--------|--|
| | 開会 |
| 伊藤会長代理 | 本日の出席状況でございますが、原聰美委員が遅れてこられるということです。他、農業委員、農地利用最適化推進委員、全員が出席されております。会議規則第6条の規定によりまして、半分以上の出席でございますので、農業委員会の総会成立でございます。 ただ今から、第6回農業委員会の総会を開会いたします。 |
| 唐澤会長 | 会長挨拶 |
| 事務局長 | 会議規則第4条の規定により、以降、唐澤会長に議長となつていただき進行願います。 |
| 議長 | 議事録署名委員を指名します。 本総会の議事録署名は、伊藤良夫委員と堀敬一委員を指名します。 |
| | 1 報告事項 |
| 事務局 | ①農地法第3条の3の規定による届出について報告 12件 91筆 |
| 議長 | 報告事項①、番号5-32から5-43まで、全て相続の届出ということになります。質問・ご意見等ございますか。 |
| 委員一同 | (特になし) |
| 議長 | こちらは届出でございます。報告事項① 番号5-32から番号5-43まで、承認いただくということでよろしいでしょうか。 |
| 委員一同 | (異議なし) |
| 議長 | それでは、報告事項① 農地法第3条の3の規定による届出について、番号5-32から番号5-43の全ての案件を受理と致します。 |
| 事務局 | ②農地法第18条の規定による合意解約通知について報告 3件 4筆 |
| 議長 | 報告事項②について、皆さんからの質問・ご意見等ございますか。 |
| 委員一同 | (特になし) |
| 議長 | ございませんか。では、こちらについても届出でありますので、受理とする形でよろしいでしょうか。 |
| 委員一同 | (異議なし) |
| 議長 | では、報告事項② 農地法第18条の規定による合意解約通知について、番号5-10から番号5-12を受理とします。 報告事項は以上となります。 |
| | 2 議事 |

| | |
|--------|---|
| 議長 | 議案第1号 農地審議 農地法第3条関係（所有権移転）についてを議題と致します。 |
| 事務局 | 朗読 上程 3件 3筆 |
| 議長 | はい。では、議案第1号 番号5-9について、地区担当の小林美晴委員、補足説明がございましたらお願ひいたします。 |
| 小林美晴委員 | 譲渡人 [REDACTED] は、[REDACTED] ということで、申請地の近くにお住いの譲受人 [REDACTED] とお話しし、[REDACTED] この土地の耕作をしていただくという形で話が纏まっているそうです。場所は、北殿の国道153号線の東側、消防団の屯所から細い道を入っていった奥の土地となります。 |
| 議長 | はい。ありがとうございました。議案第1号 番号5-9の案件について、ご質問等ございますか。 |
| 委員一同 | (特になし) |
| 議長 | それでは、この案件につきまして、ご承認いただくということでよろしいでしょうか。 |
| 委員一同 | (異議なし) |
| 議長 | ありがとうございました。では、議案第1号 番号5-9の案件を可と致します。続いて、番号5-10について、倉田明彦委員から説明をお願いします。 |
| 倉田明彦委員 | はい。こちらの案件については、8月に [REDACTED] 私と堀委員へ相談がございまして、[REDACTED] 現地を確認しました。場所につきましては、飯田線の東側、伊那土地改良区のエリアということで、白地の土地となっているかと思います。7年ほど前に、果樹を栽培するための土地を探していた譲受人 [REDACTED] と譲渡人 [REDACTED]との話の中で、今回の申請地の北側の土地、こちらも譲渡人の土地ですが、こちらへ道を造り、申請地へ入れるように整備して現在に至っているという形であります。譲受人 [REDACTED] に関しましては、この7年前からこちらへ幼苗を植え、育成をしておりますが、出荷にはまだ至ってはおりません。[REDACTED] 現在は自家用での栽培ではありますが、JAからの指導も受けているようですので、いずれは出荷できるまでに持つていただきたいということです。申請地は非常に整備されており、隣地との境界もはっきりしています。 |
| 議長 | はい。ありがとうございました。皆さんからのご意見・ご質問はございますか。 |
| 唐澤英樹委員 | 幼苗ということでしたが、果樹の種類をお聞きできますか。 |
| 倉田明彦委員 | リンゴと梨になります。 |
| 唐澤英樹委員 | 苗を出荷するおつもりでしょうか。 |
| 倉田明彦委員 | いいえ。幼苗を植え、果実の出荷を目指しています。今年は天候の厳しさ |

| | |
|---------------|--|
| | もあったようで、若干は成っていますが、出荷できるほどではなく、今後は出荷につなげていきたいという考え方でおられるようです。 |
| 唐澤英樹委員 議長 | はい。分かりました。 |
| 倉田明彦委員 議長 | 果樹の場合、消毒を伴うと思うのですが、周囲の方々は承知されているのでしょうか。 |
| 委員一同 | 植栽してから既に7年経過しておりますので、苦情があるようでしたら、地主 [REDACTED] の方へ何らかの話が来ていることかと思います。直接お聞きしたわけではありませんが、苦情について、先方からの話もありませんので、恐らくないものと思います。 |
| 議長 | はい。ありがとうございました。他にご意見等ないようでしたら、こちらの案件について、ご承認いただけますでしょうか。 |
| 菅家美果委員 議長 | (異議なし) はい。ありがとうございます。それでは、議案第1号 番号5-10については、可と致します。続いて、番号5-11に移ります。菅家美果委員からの説明をお願いします。 |
| 菅家美果委員 事務局 | はい。申請地の場所につきましては、総会資料の13ページをご覧ください。 [REDACTED] この土地は、譲渡人 [REDACTED] が以前から家庭菜園として利用していた農地で、そのまま [REDACTED] 家庭菜園として耕作しておられます。特に問題はないかと思っています。 こちらの案件については、補足説明がございます。この番号5-11の農地につきましては、「計画変更申請」が同時に提出されています。以前に、所有権移転ということで、農地法第5条の転用申請が出されています。以前の所有者から、今回の譲渡人 [REDACTED]への所有権移転です。転用目的は住宅建築となっており、許可が出ていた土地となります。その後、[REDACTED] 住宅を建てる計画を断念されまして、現在も畠として使用している状態です。その土地について、[REDACTED] 名義を移し、そのまま畠として利用したいという意向がありました。土地の所有については、既に登記名義が [REDACTED] 変わっていますので、始めに出された所有権移転申請の許可を取り消すことはできません。そのため、まず、[REDACTED] 住宅として設定していた用途を変更し、農地へ戻すための「事業計画変更の申請」を出していただき、同時に、[REDACTED] 名義を変更するための農地法第3条の「所有権移転許可申請」をしていただくということになります。それが今回の番号5-11における申請の内容となり、この申請が許可となれば、[REDACTED] 農地としてこの土地を取得することが可能となります。説明は以上となります。 |
| 議長 委員一同 | はい。番号5-11につきましては少し複雑な形となっていますが、皆さんからのご質問はございますか。 (特になし) |

| | |
|--------|--|
| 議長 | ございませんか。では、この番号5-11の案件を許可相当としてよろしいでしょうか。 |
| 委員一同 | (異議なし) |
| 議長 | ありがとうございます。それでは、議案第1号 番号5-11の案件については、可と致します。続いて、議案第2号に移ります。 |
| 事務局 | 議案第2号 農地審議 農地法第5条関係を議題と致します。 朗読 上程 2件 2筆 |
| 議長 | それでは、番号1の案件につきまして、小林美晴委員からの説明をお願いします。 |
| 小林美晴委員 | 場所は、北殿駅北側の踏切を渡り、その先の信号機を更に東側へ進んだところです。譲渡人 [REDACTED] が、[REDACTED] 農業への従事が難しくなってしまったということで、[REDACTED] [REDACTED] この土地へ2階建ての集合住宅を建てるという計画が進んでいたようです。 |
| 議長 | はい。ありがとうございました。3種農地であり、2階建ての共同住宅を建てるということですが、こちらの番号1の案件について、皆さんからのご質問。ご意見はございますか。 |
| 唐木義秋委員 | この土地の西側は、田んぼでしょうか。 |
| 小林晴美委員 | この申請地の周りは、遊休農地となっている形です。 |
| 唐木義秋委員 | 遊休農地ではあっても、農地であり、2階建ての建物が建つわけですので、周辺農地の所有者から何か意見はなかったのでしょうか。 |
| 議長 | 事務局、分かりますか。 |
| 事務局 | この農地の西側、3筆のうち2筆は村内の所有者で同じ方になります。現状、所有者ご自身では管理ができない状態なのだと思いますが、意向については特にお聞きしていません。 |
| 唐木義秋委員 | 3種農地であり、おそらく隣接農地の所有者による許可是必要ないとは思いますが、集合住宅建設についての同意、建てても問題ないですという確認はとっておいた方が良いのではないでしょうか、という私の要望です。 |
| 事務局 | 3種農地に限らず、申請の際に、隣接の土地所有者の同意を取っているわけではありません。公図上には所有者が誰かという記載が必要にはなりますが、隣接農地の同意を取るようにという指導はしていません。ただし、建設に当たっては、その事業者、工事業者が周辺や隣接住宅などへの挨拶など、配慮は独自にされるものと考えています。 |
| 議長 | 事務局から説明のあった通り、周辺の土地所有者への許可を取る必要はありませんが、やはり、申請が出された時には、強制ではありませんが、周囲の方々への了解は取っていただくような指導はしていただくよう、後々のトラブルを防ぐためにもお願いしたいと思います。他にご意見、ございますか。 |

| | |
|--|---|
| 委員一同 議長 委員一同 議長 伊藤良夫委員 | (特になし) では、この番号1の案件を可としてよろしいでしょうか。 (異議なし) それでは、議案第2号 番号1の案件を可と致します。続いて、番号2の案件について、伊藤良夫委員から、説明をお願いします。 はい。場所につきましては総会資料の16ページをご覧ください。国道361号線沿いで、中の原交差点から、およそ1.3kmほど西へ上がったところになります。 |
| 議長 | 所有する農地を転用し、[REDACTED]住宅を建築したいお考えです。 |
| 委員一同 議長 委員一同 議長 事務局 議長 事務局 | [REDACTED]農振除外の際にも審議しており、除外ができるておりますので、問題はないかと思っています。 はい。ありがとうございました。伊藤委員の説明と資料にもあるように、農振除外となっている土地であります。皆さんからのご意見・ご質問、ございますか。 (特になし) では、この番号2の案件について、可としてよろしいでしょうか。 (異議なし) ありがとうございます。それでは、議案第2号 番号2の案件を可と致します。議案第2号は以上です。 議案第3号に入る前に、先程の番号1の案件について、若干、補足させていただいてもよろしいでしょうか。 |
| 議長 | はい。お願いします。 |
| 事務局 | 隣接の土地所有者の同意というものは求めてはいませんが、その農地を転用することによって周囲の農地に影響が出るかどうか、といった部分は、審査の対象であり、審議すべき項目となります。建物を建てることで周辺に影響が出ないようにどんな対応をするのかということを審議し、周辺農地の農業経営に支障が出る、その可能性が考えられるような場合には、不許可にすることができるかと思います。同意を取っているかどうかではなく、周辺農地へ影響を与える可能性があるかどうかを検討する、という視点で審査していただければと思います。以上です。 |
| 議長 | 今、事務局より追加での話がありましたが、転用によって周辺に影響が出る場合には不許可にできるという説明です。よろしいでしょうか。 |
| 委員一同 議長 | (はい) それでは、続いて、議案第3号に移ります。 |
| 事務局 | 議案第3号 農地審議 農業経営基盤強化促進法 利用権設定各筆明細を議案と致します。 朗読 上程 |

| | |
|----------|--|
| | 29件 67筆 |
| 議長 | はい。今、事務局からの説明がありました通り、農業委員に関する案件が2件ございますので、先にこの案件について審議します。まず、番号5-120については、農業委員会等に関する法律第31条に規定する議事参与の制限により、城田忠志委員は審議に参加できませんので、よろしくお願ひ致します。では、番号5-120の案件について、ご質問等ございますか。 (特になし) |
| 委員一同 | では、番号5-120について、可としてよろしいでしょうか。 |
| 議長 | (異議なし) |
| 委員一同 | はい。それでは、議案第3号 番号5-120の案件を可と致します。続いて、番号5-142に移ります。番号5-142については、農業委員会等に関する法律第31条に規定する議事参与の制限により、太田和也委員は審議に参加できません。よろしくお願ひ致します。では、番号5-142の案件について、ご質問等ございますか。 |
| 議長 | (特になし) |
| 委員一同 | では、番号5-142についても、可としてよろしいでしょうか。 |
| 議長 | (異議なし) |
| 委員一同 | はい。議案第3号、29件のうちの2件について可としましたが、残りの27件についての審議に移ります。残りの27件についてご質問等ございますか。 |
| 議長 | (特になし) |
| 委員一同 | よろしいですか。では、議案第3号、残りの27件について、可としてよろしいでしょうか。 |
| 議長 | (異議なし) |
| 委員一同 | はい。ありがとうございました。それでは先に審議した案件も含め、議案第3号 番号5-116から番号5-144、29件67筆の全てを可と致します。 |
| 議長 | 続きまして、議案第4号に移ります。 議案第4号 農地審議 農業経営基盤強化促進法 農地中間管理事業利用権設定各筆明細を議題と致します。 |
| 事務局 | 朗読 上程 |
| | 32件 65筆 |
| 伊藤良夫会長代理 | はい。こちらについても農業委員に関する案件がございますので、先にその案件を審議します。番号5-164については、農業委員会等に関する法律第31条に規定する議事参与の制限により、唐澤喜廣委員は審議に参加できませんので、よろしくお願ひ致します。 |
| | では、番号5-164、こちらの案件について、何かご質問・ご意見ございますか。 |
| 委員一同 | (特になし) |
| 伊藤良夫会長代理 | それでは、番号5-164を可としてよろしいでしょうか。 |

| | |
|----------|--|
| 委員一同 | (異議なし) |
| 伊藤良夫会長代理 | はい。ありがとうございました。では、議案第4号 番号5-164の案件を可と致します。 |
| 議 長 | はい。ありがとうございました。議案第4号、32件のうち1件を審議しましたが、残りの31件についてご質問等ございますか。 |
| 唐木義秋委員 | 議案第4号の案件には久保の農地が多くありますが、久保地区で太陽光発電設備の建設計画があるような話を聞きました。その計画との関係があるのでしょうか。 |
| 事務局 | 今回の案件は、ほとんどが更新となります。新規のものについても太陽光関連の案件は出てきてはいませんので、純粋に農業を目的としたものとなります。 |
| 唐木義明委員 | はい。分かりました。 |
| 議 長 | 他に、ご質問・ご意見、ございますか。 |
| 委員一同 | (特になし) |
| 議 長 | では、議案第4号、残りの31件について、可としてよろしいでしょうか。 |
| 委員一同 | (異議なし) |
| 議 長 | はい。ありがとうございます。それでは、先に可とした番号5-164を含め、議案第4号 番号5-145から番号5-176までの32案件、全てを可と致します。 |
| | 続きまして、議案第5号 農地審議 農業経営基盤強化促進法 農地保有合理化事業についてを議題とします。 |
| 事務局 | 朗読 上程 |
| | 2件 8筆 |
| 議 長 | はい。ありがとうございました。まず、番号5-177についてですが、伊藤良夫委員、補足説明ございますか。 |
| 伊藤良夫委員 | ありません。 |
| 議 長 | はい。番号5-177は、[REDACTED]から県農業開発公社への売渡しということでございます。ご質問等、ございますか。 |
| 委員一同 | (特になし) |
| 議 長 | では、この案件を可としてよろしいでしょうか。 |
| 委員一同 | (異議なし) |
| 議 長 | それでは、議案第5号 番号5-177を可と致します。続いて、番号5-178については、事務局対応での案件となります、ご質問ございますか。 |
| 委員一同 | (特になし) |
| 議 長 | 県農業開発公社から、[REDACTED]への売渡しという内容ですが、こちらも可としてよろしいですか。 |
| 委員一同 | (異議なし) |
| 議 長 | それでは、議案第5号 番号5-178を可と致します。 |
| | 議事は以上になります。 |

| | |
|--------|---|
| | <p>3 協議事項</p> <p>①令和5年度の農業功績者・農業名人の推薦について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前回、第5回の総会において農業功績者として推薦該当者となった [REDACTED]について、プロフィール及び推薦理由をまとめた資料を提示。今後の動きについて案内。 ・農業名人については、推薦したい農業者についての協議を依頼。 ・補足説明をする。 ・各委員へ、農業名人へ推薦したい農業者を挙げていただくよう依頼。 <p>[REDACTED]を推薦したいと思います。[REDACTED]何をもって名人とするかという点は非常に難しいですが、[REDACTED]また、[REDACTED]長い期間生産し続けているという点が、名人に値するのではないかと考えています。</p> <p>唐澤忠委員は、名人の定義について心配されていますが、様々な技術や取り組みを更新し続けているからこそ、[REDACTED]長期間、栽培が継続できていることだと思いますので、名人と言って良いのではないかと思います。皆さんからのご意見・ご質問等ございましたら、お願い致します。</p> <p>農業名人の表彰は、農業へ光を当てるありがたい仕組みだと思っていますが、実績を見ると、該当者なしの年が幾つもあります。名人として推薦する判断は難しいとは思いますが、その判断基準は、絶対的な、名人としての揺るぎない評価が必要なのか、それとも個別のそれぞれの取り組みの評価で判断すべきなのか、その点を明確にしていただきたいと思います。ただ、私の希望としては、農業功績者や農業名人の規定、認定要領を読んでいますと、認定に至るには非常にハードルが高く感じてしましますので、コツコツと農業に取り組んでいる人や目立たないけれども頑張っている農業者を掘り起こし、光を当てて、毎年、推薦するようにやっていってほしいと考えています。</p> <p>農業名人の表彰については、上伊那の農業委員会協議会で選定するもので、各市町村の農業委員会の会長と事務局長による選定会を開いて決定します。この要領に則って選定されるものと思いますが、毎年、全ての市町村から推薦がされている訳ではありません。過去のデータを見てみると、上伊那郡内で毎年、2人程度の推薦がされているようですので、南箕輪村だけ推薦者を毎年出すというのは難しいかもしれません。その辺りの状況や感覚的な部分については、上伊那の事務局にも確認していきたいと思います。今回につきましては、今、唐澤忠委員より推薦がありましたので、村の農業委員会として[REDACTED]推薦するか否かを協議していただきたいと思います。</p> |
| 事務局 | |
| 議長 | |
| 唐澤忠委員 | |
| 議長 | |
| 唐木義秋委員 | |
| 事務局長 | |

| | |
|--------|---|
| 唐木義秋委員 | 状況を把握すること、他の市町村との整合性を図ることは事務局の立場としては大事なことだと思いますが、私が事務局サイドに申し上げたいことは、せっかく存在している表彰の仕組みなのですから、農業を誇りに思えるような取り組みにして欲しい、変えていって欲しいということです。これまでの農業名人でも、私が存じ上げていなかった方がいました。それは、地元の農業委員さんが細かく目を向けていたからこそ、その存在を知っていたのだと思います。そういった、地域で地道に活動しているような優れた農業者を掘り起こして光を当てていく、そんな表彰にして欲しいです。表彰状1枚で日の目を見るかどうかは分かりませんが、励みにはなるでしょうし、次に目指す人の道標にはなると思います。南箕輪には必ず農業に取り組む人がいる訳ですから、周りの市町村の状況を把握、確認するのではなく、是非、農業者が表彰の栄に浴するような環境づくりをしていただきたいと、そんなように思います。 |
| 議長 | 農業名人の認定については、文化的な要素が強いように感じてはいますが、唐木委員の仰るように、普通に農業者へ光を当てるという意味で、南箕輪の農業委員会としては、極力、功績者と名人の双方の推薦を行うようにしていきたいと思います。各地域の農業委員さんには、うちの地区にはこんなに立派な農業者がいるんだと、地元に目を光らせ、掘り起こしていただき、来年以降に繋げていきたいと思いますので、よろしくお願ひ致します。特に、広報するということが重要かと思います。新聞記事や村の広報、農業委員会だよりというようなものに積極的に掲載していくことも必要ではないかと思いますので、意見ということでよろしくお願ひします。 |
| 倉田明彦委員 | |
| 議長 | 農業名人という称号は、要は、名誉です。表彰することによって更に励んでいただく。あの人が表彰されたから、次は自分も頑張ろうという、そんな希望を与える取り組みにしていきたいと考えます。それでは、今年の農業名人の推薦協議に戻りたいと思いますが、先程、唐澤忠委員から推薦のあった、 [REDACTED] を、南箕輪村農業委員会として農業名人に推薦をしてまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。 |
| 委員一同 | (異議なし) |
| 事務局 | ・協議の結果、[REDACTED] を、南箕輪村農業委員会として農業名人に推薦することで了承。 |
| | ②農地利用調整会議の結果について ・11月30日（木）に実施した農地利用調整会議について、参加人数や農地のマッチングの結果、意見交換会、参加者の感想などを纏めた資料を示し、その詳細について説明。 ・農地のマッチングについては、希望者の意向確認等、今後の調整、手続きの進め方や担当農業委員の割り振り等を案内。 |

| | |
|--------|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・12月中に、一度、所有者や耕作希望者へのコンタクトを取っていただくよう依頼。 |
| 議長 | <ul style="list-style-type: none"> ・補足説明をする。 <p>事務局から説明がありましたが、ご意見や不明点等がありましたらお願ひします。</p> |
| 唐澤忠委員 | <p>今回初めて利用調整会議に参加し、多くの人が農地を欲しがっていることに驚きました。沢尻地区では3筆の売買があった訳ですが、希望者は初めて就農する方や、地区の住民ではない遠方から通ってその土地を耕作するというもので、本当にきちんと耕作して貰えるのか、荒廃農地になってしまわないか、少し心配な方々とのマッチングでした。地区ごとの組織のルールや水利組合の賦課金、農地保全会などの農地を守るための組織のことを理解し、そちらへ加入して営農していただけるのか、不安があります。畦草や水路の詰まりの放置など、現状でも問題がありますので、可能であれば、誓約書などで農地の維持管理について確約を取り、管理が難しいようであれば有償で対応するような文言も付記して契約に進めるような対応も考えた方が良いように感じます。</p> |
| 議長 | <p>指導という形は可能だと思いますが、誓約書のような形で盛り込むようなことができるのかどうか、事務局の考えはどうでしょうか。</p> |
| 事務局 | <p>農地を荒廃させないための誓約書のようなものは、現時点ではありませんので、やはり、まずは耕作する方とのコミュニケーションをとることが大事なのかと思います。新規就農の場合は、農業機械をどのように調達するのか、どんな考え方で就農を検討しているのか、地元の農業委員さんの方で話を聞いていただき、農業というものの厳しさについても理解を促した上で売買に進める。また、土地を買う前に、別の土地を借りて小規模に農業を始めてみることを提案するような手段も考えられるのではないかと思っています。</p> |
| 議長 | <p>必要があれば、農業委員会長として私も同行いたしますので、いずれにしても、先方に理解していただくように、一度、しっかりと話をしていただきたいと思います。</p> |
| 唐木義秋委員 | <p>かなり遠方の市町村から購入や貸借を希望している土地があります。おそらく地元や村内での希望者がいなかつたためかと思いますが、例えば、更に遠く、県外の人が購入希望した場合にも、その希望は通るのでしょうか。極端な話かとは思いますが、それはあまり、良くないことだと思います。お住まいの市町村やその周辺の土地、南箕輪ではなくもっと近い場所の土地を探していただくよう、遠方の購入希望者には話をしていく、その辺りのルールも必要ではないでしょうか。</p> |
| 征矢昌博委員 | <p>やはり遠方にお住まいの方で、塩ノ井の土地を借りたいという方がいらっしゃいました。心配な方へはマッチングの時に確認するようにしていましたので、細かく話を聞きしました。この方は、たまたま近くに親戚の方</p> |

| | |
|-----|--|
| | <p>がおられて、そこからこの農地に通つての耕作を希望されていましたが、まだ現地は確認されていなかったので、実際に農地を見てから決めていただくようにお願いしました。遠方の方や今後に不安があるような方の場合には、その場で、ある程度の情報をお伝えして理解をきちんと促し、危険な方が耕作してしまうようなことを防ぐ、リスクを減らすことを、マッチングの時点でいかなければいけないとは思っています。</p> |
| 事務局 | <p>今後、売渡・貸付希望のあった農地については、事務局で受け付けた後、まず、担当地区の農業委員さんにお話ををして、農地の確認や希望者を探していただくことになります。その時点で耕作者が見つかり解決となれば、その農地は公開されません。農業委員さんが希望者を探しても見つからない、誰も耕作する人がいない場合に、ホームページやこの利用調整会議で公開する流れになります。今回も、昨年の反省を活かしながら、地区の担当委員さんに動いていただき、公開前に解決している農地も多くあります。公開されている農地は、本当に誰も希望者が見つからずに困っているというものになります。これは、公開した時点で全国の誰もが見られる情報にはなっていますので、最終的には地元の委員さんが地区の事情などをきちんと希望者へは説明し、それを理解・納得した段階で契約に進んでいただくよう、ご自身も地区の皆さんも困るようなことがないような形で丁寧に説明をお願いしたいと思っています。</p> |
| 議長 | <p>大泉でも、希望者が複数あってバッティングしましたが、地元の農業者優先という話をさせていただいて理解をして貰っています。あくまでも、南箕輪の土地は南箕輪の方に耕作していただくということを大前提に、今後も進めていきたいと思いますのでよろしくお願い致します。また、年内に、少なくとも1回は、購入希望・貸借希望者へコンタクトをとっていただき、事務局へ報告いただくようにお願い致します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見交換会で出された各意見について、畑かんや水路改修への希望に関しては、地区の水利組合や土地改良区へ話をしていただく他、要望については順次対応しているため、すぐに対応できない部分もあることを理解していただくよう案内。地域計画エリアへの要望については、今後の話し合いの中で検討し、反映させていくことで了承。 <p>③農地あっせん事業について</p> <p>2件 2筆</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん選定調書について説明をする（会議資料P25～P30） ・補足説明をする。 ・委員からの質問や意見はなく、特に問題はなさうなため、2件ともに可として、あっせん事業を進めていくこととする。 <p>④地域計画について</p> |

| | |
|--------|--|
| 農政係長 | ・10年後の地域農業をどのような形で守り、次世代に繋げていくかを考える「地域計画」について、資料や事務局案を示しながら、概要と策定までの流れ等を説明。 |
| 議 長 | ・補足説明をする まず、私の方から質問させていただきます。初步的なことですが、「人・農地プラン」に位置付けられた人は、今後どのようにになりますか。 |
| 農政係長 | 「人・農地プラン」は令和7年3月までは活きていますので、それまでに策定する地域計画の話し合いには「人・農地プラン」に位置付けられた人にも参加していただきます。その話し合いの中で、その方々も含めて「地域計画」に今後、位置付ける人をリストアップしていく形になるかと思います。 |
| 議 長 | ありがとうございました。他に、どんな角度でも構いませんので、質問・ご意見をお願いします。 |
| 酒井文代委員 | 地区での相談会を想定したときに、土地所有者や耕作者の皆さんを集めるとなると収拾がつかなくなると予想しています。前向きな意見よりも苦言が多く出てくることも考えられますので、話し合いを進めるならば、農業団体や青年倶楽部などの慣れ親しんだ組織や会合で、まずは地域計画についてどんな考えを持っているのかを聞くようにすれば、意見や要望は集めやすいのではないかと思っています。 |
| 太田和也委員 | 地域計画と農地の貸借等の関連はどのようになるのでしょうか。令和7年以降も貸借期間が設定されている農地がありますが、それは途中解約となるのでしょうか。 |
| 農政係長 | 令和11年までや令和8年までといった、現在期間を設定して結ばれている契約は、その期間まで有効となります。令和7年4月以降は新たな契約が結べなくなり、中間管理事業のみになるということです。 |
| 太田和也委員 | 中間管理事業の対象者となる方は、認定農業者や農業法人になるかと思いますが、今後新たに認定農業者になりたい場合、農業法人を立ち上げたい場合はどのようにになりますか。 |
| 農政係長 | 地域計画に定められた方であれば、中間管理事業を使うことが可能です。地域計画に定められていない、新しく農業を始めたいという人が現れたような時には、年1回から2回、地域計画の見直しを行う検討会の場で審議を行い、その方が計画に相応しいと認められれば中間管理事業を使うことができるようになります。ただし、この方法ですと認定までに時間が掛かってしまいますので、国の方でも、もう少し柔軟な運用方法が検討されているようです。現時点では、策定した地域計画は毎年見直しを行うような指示が出ていて、新しく農業を始めたいという方、中間管理事業を新たに使いたい農業者が出了場合には、その点を踏まえたうえでの定期的な見直しにより、新しい方も、地域計画の中で定められた農業者として、中間管理事業を使っていただけるような形となっています。 |

| | |
|--------------|---|
| 議長 征矢昌博委員 | 他にご意見、ございますでしょうか。 規模を拡大するつもりはないが、所有する農地が点在してしまっている場合、地域計画の中で集約化を図ろうとすると、その集約化のために自分の農地を貸した上で、耕作地を確保するために、また別の農地を借りるような例が出てくるのではないかでしょうか。その時に中間管理事業を使えないと、集約化自体が進められなくなる可能性があるかと思いますので、どう調整して進めていくのか、教えていただきたいと思います。 |
| 農政係長 | 地域計画を策定する話し合いの中で、地域の農業者に参加していただき、その調整を行っていただきます。例えば、Aさんが所有する家から離れた場所の3筆の農地、この3筆をBさんが耕作してくれればBさんの農地が集約できる。逆に、Cさんが持つAさんの家の近くの3筆の農地については、Aさんが10年間耕作します。というようなことを地域計画の策定の中で話し合っていただきます。そうして策定された地域計画のなかでのみ、中間管理事業を使用した契約を行う形となります。何らかの事情により、計画で定めた農業者以外の方が耕作する必要が出た場合には、先ほど話をさせていただいた地域計画の見直し検討会の中で変更する必要があります。 |
| 議長 | 策定の第1段階として、まずは、1筆1筆の土地の所有者・耕作者を明確にしていくことが必要かと思います。その土地の貸借や売買をどのように調整していくかということは、また次の段階で行うべきことかと考えています。 |
| 農政係長 | 取り敢えずは、目標地図を作成してみる、という形で進めたいと思います。農地の調整には時間が掛かりますし、令和7年の3月までの期間も短いです。纏められる、調整できるところは調整してなるべく確定させたいとは思いますが、纏めきれない部分、令和7年3月までに決めきれない農地については、「今後検討」という形でも構わないというように、国も言っています。全てが「今後検討」という訳にはいきませんが、国としては、今後に行う年1回なり2回なりの定期的な話し合いを行うのであれば、その筆については「今後検討」とし、毎年の見直しを行っていく中でまた定めていく形を想定していると考えています。 |
| 議長 事務局 | 中間管理事業が使えない場合、農地法第3条での貸借は可能ですか。 農地法第3条での貸借については、土地の下限面積も撤廃されましたので、その土地をしっかりと維持管理していく意向のある農業者への貸借は可能になります。ただし、5年や10年の期間を決めた貸借でも、終了後に期間が自動更新されていくようです。よって、農地法第3条で賃貸借契約を結んだ借主の方の行方が分からなくなり、連絡が取れなくなると、合意解約ができずに権利が続いてしまいます。なので、土地が今まで次の利用ができなくなってしまう、その可能性があるというのが、農地法第3条となります。亡くなられてしまうなど、事情はそれぞれあるかとは思います |

| | |
|--------|--|
| | が、農地法第3条の運用については、所在不明や連絡が取れなくなってしまった時の対処に、難しさがあると思っています。 |
| 議長 | 農地法第3条では、貸借期間が自動延長されるということですが、期間終了前に両者の意思確認は行わないのでしょうか。 |
| 事務局 | その意思を確認する前に連絡が取れなくなってしまうということです。合意解約しない限りは契約が自動更新されてしまうと聞いていますが、今後は、農地法第3条についても運用が現在より増えていくことも想定されますので、事務局としてももう少し深く確認等をしていきたいと思っています。 |
| 議長 | いずれにしても、利用権設定の制度もなくなってしまい、中間管理事業に移行されることになっています。中間管理が使えない場合の対処法について再度確認していただき、報告をお願いしたいと思います。 |
| 征矢昌博委員 | 中間管理事業を使っての契約ができる農業者の範囲、条件を確認したいのですが。 |
| 農政係長 | 現状では、認定農業者か人・農地プランに定められている中心経営体、新規就農認定農業者に限られています。地域計画策定に当たっては、地域計画で定められた農地、1筆1筆に設定された耕作者については、地域計画の中に入っている農業者になりますので、認定農業者でなくとも中間管理事業を使えることになります。 |
| 唐木義秋委員 | 農振除外をする場合は、村の農業委員会の審議の後、村の農振協議会、上伊那、長野県の協議と続くと思うのですが、今回の地域計画の策定については、更に上部組織の許可を取ることになるのでしょうか。 |
| 議長 | 今回、南箕輪村の地域計画策定検討委員会を組織しましたが、目標地図から農地を除外する場合、この検討委員会で審議を行います。もうひとつ、その農地は青地となりますので、今まで通り農業委員会、農振協議会でも、その農振除外について審議します。 |
| 唐木義秋委員 | まず、どこに申請するのでしょうか。 |
| 議長 | 地域計画の策定検討委員会です。 |
| 唐木義秋委員 | そのフォーマットは、できていないのではないかですか。 |
| 農政係長 | フォーマットについては、これから整理して作成したいと思っていますが、農振除外の申請が地域計画策定検討委員会に出された場合は、事務局で調査を行い、農業委員会の意見をお聞きした後、村の農振協議会で審議し、最終決定します。その段階で、関係法令である地域計画との調整が済んでいるかどうかを確認します。現在のフローでも、農振除外をする時、例えば大規模を開発を行う場合には、都市計画法との調整が済んでいるか、その見込みがあるのか、また農地転用の場合も同様に、他の関係法令の調整ができていなければ転用はできませんので、関係法令との調整済、もしくは調整見込であることが、除外や転用の条件のひとつになります。よって、地域計画内の農振除外を審議する場合には、地域計画との調整協議が済ん |

| | |
|--------|--|
| | でいる、その見込みがある場合に、初めて、農振協議会で除外やむなしの判断をします。どちらかといえば地域計画検討委員会での審議が先行するイメージでしょうか。 |
| 唐木義秋委員 | 農振除外の審議が年2回あるので、申請があれば、地域計画の検討委員会もその審議会前に、年に2回はやらなければならないということですか。そうです。先程から、見直しの検討会を年に1回か2回開くというのは、その意味も含んでいます。 |
| 農政係長 | |
| 議 長 | 地域計画の検討については、未来永劫、見直しながら進めていくという形になるということです。ですので、農振農用地については二度手間になってしまふ形です。 |
| 唐木義秋委員 | そうであるならば、効率化のために、例えば、3種農地については初めから地域計画に含めないなどの手段も必要かもしれません。また、自分もそうなのですが、別の組織の委員や理事にもなっています。そうすると、ひとつつの案件の審議について、同じ人間が別の会議に出席し、またそこで同じことを話し合うようなこともあります。この点も、もう少し効率化できるよう、シンプルな進め方ができるように考えていただきたいと思っています。 |
| 事務局長 | 唐木委員の仰った通り、委員さんによっては同じ案件の審議について、3つから4つの会議に出席していただくような形になります。他の市町村も同様の状況かとは思いますので、できる限り同じ委員さんが同じ話を聞かずに済むような良い方策がないか、皆で検討していきたいと思っています。 |
| 農政係長 | 先ほど、唐木委員からお話のあった3種農地についてですが、原則転用可能となる農地ですので、始めから除外してしまっても良いのではないかと、事務局でも検討した経過がございます。ですが、新しく住宅ができる、新しく病院ができるなど、南箕輪村は発展が進んでいますので、3種農地の要件に当たはまる土地というものが日々変わっていきます。その中で、3種農地をエリアから除いて地域計画を検討していくのは、非常に難しいのではないかと考えました。建設水道課によると、都市計画の見直しは考えているようですが、用途地域の大きな変更はないと確認していますので、用途地域内の3種農地については変わらないということで除外したとしても、他の、日々変わってくる3種農地を全て外して策定を進めるというのは、難しいと思います。来月以降、またご意見をいただけますよう、お願い致します。 |
| 議 長 | 地域計画の策定については、皆さん疑問がたくさんあるかと思います。また次の農業委員会でも時間を作り、お互いに理解を深められるよう説明をお願いしたいと思います。 |
| | ⑤その他 ・特になし。 |

| | |
|-----------|--|
| | <p>4 その他</p> <p>①農政情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上伊那スマート農業シンポジウム（12月13日）の案内 ・「持続性のある水田農業経営を目指したスマート農業の今後」をテーマとした、スマート農業シンポジウム（参加費無料）について案内。 ・参加希望者は、各自で上伊那地域振興局上伊那農業農村支援センターへ申し込みをしていただくよう依頼。 ・補足説明をする。 |
| 事務局 議長 | <p>②当面の日程について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当面の日程について説明。 ・補足説明をする。 ・各自での十分な日程確認を依頼。 |
| 事務局 議長 | <p>③その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年分の農業委員手帳を配布し、身分証の差し替えと手帳の活用を案内。 ・本総会後に行う、広報紙編集委員会の日程調整について説明。 ・12月中に1回、広報紙編集委員会を開きたい旨で案内。 ・補足説明をする。 |
| 議長 | 以上で議長の職を解かせていただきます。 |
| 伊藤会長代理 | <p>閉会</p> <p>以上を持ちまして、第6回南箕輪村農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p>(午後4時30分 終了)</p> |

以上、第6回農業委員会議事録に相違ない事を証明します。

令和5年12月27日

議長

議事録署名委員

議事録署名委員

唐澤喜彦

洋蔵・良夫

麻理

